5　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札書は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

⑷　落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑸　配置予定主任（監理）技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

⑹　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする、詳細は特記仕様書等による。

⑺　低入札調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑻　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⑼　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⑽　提出された競争参加資格確認資料は、原則として返却しない。

⑾　手続における交渉の有無　無

⑿　契約書作成の要否　要

⒀　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無

⒁　技術提案のプレゼンテーションを実施する。（入札説明書参照）

⒂　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、４⑴に同じ。

⒃　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒄　詳細は入札説明書による。

⒅　契約締結後に配置する技術者等

①　次に揚げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

㋐　設計管理技術者は、設計業務等にあたり、入札参加希望者に所属し下記に定める要件のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本の通訳が確保できれば可）でなければならない。

ａ）技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］

ｂ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。

ｃ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。

ｄ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

㋑　照査技術者は、入札参加希望者に所属し下記に定める要件のいずれかを有しなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

ａ）技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］

ｂ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。

ｃ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。

ｄ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）にあっては、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けていること。

⒆　入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。

なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。

⒇　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takahisa Takamatsu, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway Kouchigawa bridge

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 16 October 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 2 November 2015

⑹　Opening of tenders : 10 : 00 A.M. 18 December 2015. Provided that all participants are chosen as for tenders, the date of the tender opening will change to 10 : 00 A.M. 30 November 2015

⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑻　Contact point for tender documentation : Contract team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 4—3—1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105—6011, Japan. Tel. 03—5776—5600